

新・後期高齢者医療制度と支援金

健保の財政はもう限界！

昨年末、2008年度からスタートした「後期高齢者医療制度」を廃止して2013年3月からスタートをめざす新たな後期高齢者医療制度の最終案が、学界の有識者等からなる高齢者医療制度改革会議においてまとめられました。

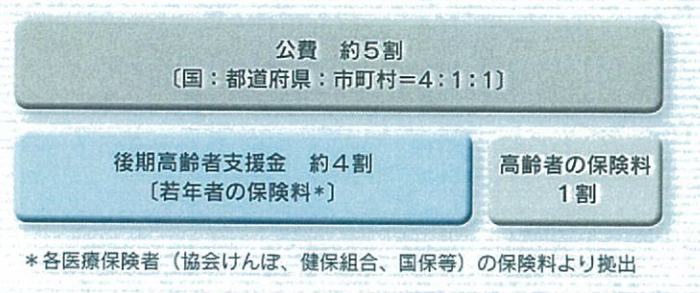
この制度が、私たち現役世代が加入する健保組合にどのように関係しているのでしょうか？

健保組合は高齢者医療費を支えるために支援金を拠出

現在の後期高齢者医療制度（75歳以上）の財源は、社会全体で支えあうことを目的に、高齢者が支払う保険料が1割、公費5割、各医療保険者（協会けんぽ、健保組合、国保など）が拠出する支援金が4割という構成になっています。

しかし、この支援金は高齢者医療費の増加に連動して年々増加します。そのため多くの健保組合は、本来医療費に充当すべきである、みなさんから納めていただいている保険料収入だけでは不足するという非常に厳しい財政状況にあります。

後期高齢者医療制度の給付金（11.4兆円）



新制度で支援金負担がさらに過重に

現在、その支援金の3分の2は加入者の人数に応じた「加入者割」、残りは給与水準に応じた「総報酬割」で算定されています。しかし、今回の案では、2013年度から「総報酬割」に全面移行するとしています。

「総報酬割」とは被保険者の給与総額（総報酬）に応じて支援金の負担額を決めるもので、全面「総報酬割」に移行すれば、総報酬の低い協会けんぽは負担軽減となり、比較的総報酬の高い健保組合や共済組合は負担が重くなることとなります。



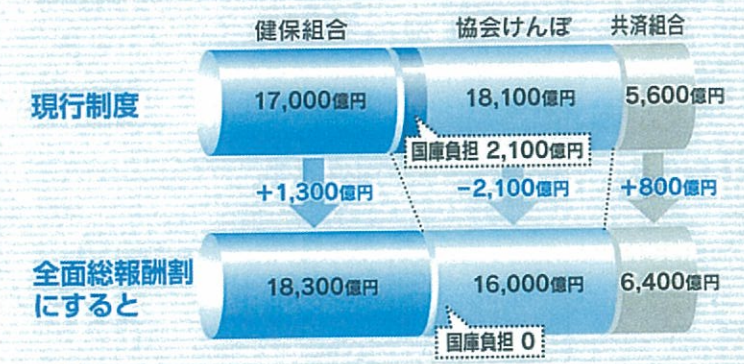
健保の負担は1,300億円増

支援金の全面総報酬割により、協会けんぽは2,100億円の負担減となる一方で、健保組合は1,300億円、共済組合は800億円もの負担増となります。また、これにより協会けんぽへの国庫負担2,100億円は不要となります。

つまりは、赤字続きの協会けんぽへの国庫負担を、まさに健保組合等に転嫁しようとする「肩代わり」そのものといえます。



総報酬割導入による支援金の負担額の変化（2013年度推計）



高齢者医療制度改革会議資料によれば

みなさんの負担額はどれくらい？

みなさん1人当たりになるとどれくらいの負担増となるのでしょうか。加入者が1,840人で総報酬9,220百万円のA健保組合を例にあげてみましょう。

●支援金の負担額の変化例（2013年度推計）

